

## ■ 桑名市議会行政視察に伴う費用徴収について（内規）

### （趣旨）

桑名市議会が行政視察を受け入れ、視察者に保有・蓄積している行政情報を提供する場合において、費用を徴収するものとする。

### （徴収対象となる行政視察）

市が作成した資料に基づき、視察者に対して、説明及び資料配付する行政視察とする。

### （徴収対象者）

公共団体の議員及び随員職員等とする。

### （徴収費用）

桑名市議会は、資料及び会場使用等に係る費用として、桑名市内で視察を行った場合は、視察者1人当たり2,000円を徴収し、オンラインによる視察を行った場合は、1団体当たり10,000円を徴収する。ただし、行政視察の過程において、有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該費用を別途徴収する。

なお、一団体において、市内とオンラインの両方で対応する場合は、視察者全員について、市内視察を行った場合と同様の費用を徴収する。

### （徴収の免除）

次の場合に費用の徴収を免除することができるものとする。ただし、過去2年以内に桑名市職員または桑名市議会議員が行った行政視察において費用を徴収された公共団体は除く。

- ① 桑名市民、報道関係者及び三重県内、友好都市、過去2年以内に桑名市職員または桑名市議会議員が行政視察を行った実績がある公共団体、その他議長が認める場合。
- ② 視察受入日までに、桑名市職員または桑名市議会議員が視察受入日から半年以内に行政視察を行うことが決定している場合。

### （徴収の庶務）

費用の徴収に係る庶務は、議会事務局において行う。

### （実施時期）

令和5年10月1日以降に実施するものから適用する。

### 【改定経緯】

平成27年4月1日 決定  
平成29年4月1日 改訂  
令和3年4月1日 改訂  
令和5年9月28日 改訂